（事業再編投資計画の認定）

第十八条　経済産業大臣は、法第二十二条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十二条第一項の規定に基づき同法第二条第十五項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第十九条　法第二十三条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類

二　第十七条第二項に掲げる書類

3　経済産業大臣は、法第二十三条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十三条第一項の規定に基づき認定する。」

（事業再編投資計画の認定）

第九条の二　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第十六条第一項の規定に基づき同法第二条第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一の二による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第十条　法第十七条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類

二　第九条第二項に掲げる書類

3　経済産業大臣は、法第十七条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第十七条第一項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（認定事業再編投資計画の認定の取消し）

第二十条　経済産業大臣は、法第二十三条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第二十一条　法第二十四条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

（事業継続力強化計画の認定の申請）

第二十二条　法第五十条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（事業継続力強化設備等の要件）

第二十三条　法第五十条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十二条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

［新設］

4　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二の二による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（認定事業再編投資計画の認定の取消し）

第十条の二　経済産業大臣は、法第十七条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二の三による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第十一条　法第十八条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

［新設］